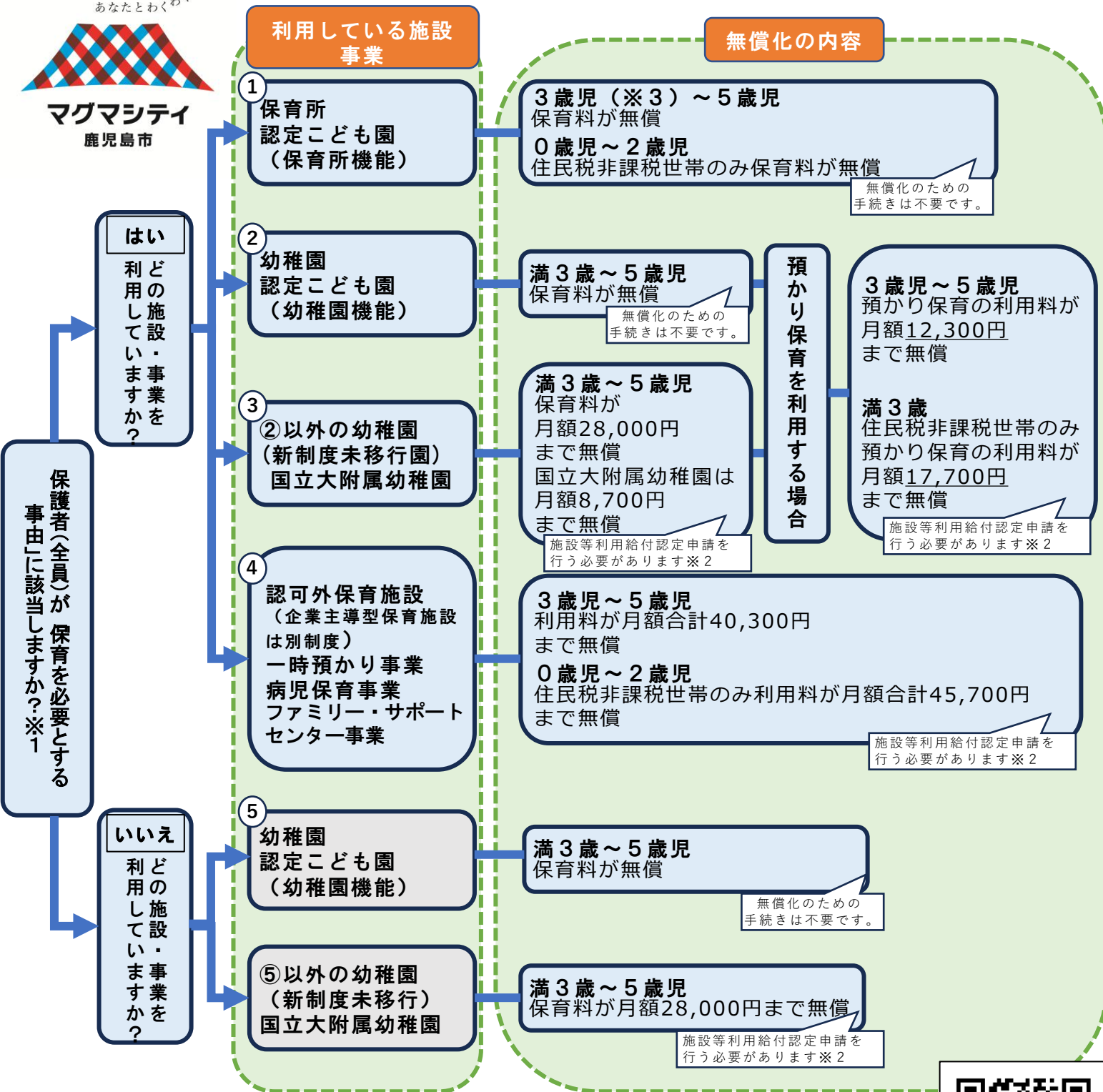


幼児教育・保育の無償化の制度
ご利用の施設や事業の無償化がどのようになるか、下のフローチャートで確認してみましょう。



※1 「保育を必要とする事由」とは？

保護者（全員）が、就労・疾病・障害、妊娠・出産、介護・看護、就学などで保育ができない状態にあることをいいます。

※2 施設等利用給付認定申請とは？

無償化の対象者となるためには、施設等利用給付認定を市から受ける必要があります。申請書など、各施設を通じてお渡しします。

※3 3歳児と満3歳の違いは？

3歳児・・・3歳に達する日以後の最初の4月1日～翌年3月31日までの子ども
満3歳・・・3歳に達する日から最初の3月31日までの子ども



詳しくは、市HP

